

## 「建設業法施行令の一部を改正する政令」の概要(技術者の配置基準等の緩和)

(1) 特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限

工種	現行	改正後
建築一式工事	6,000万円	7,000万円
建築一式工事以外の工事	4,000万円	4,500万円

(2) 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額の下限

工種	現行	改正後
建築一式工事	7,000万円	8,000万円
建築一式工事以外の工事	3,500万円	4,000万円

※施行日: 令和5年1月1日